

施設名九重町統合簡易水道（東飯田系）

水質区分浄水

採水地点ジノク系 恵良駅 給水栓水

項目内容		省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値				
基準	N o				項目名	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	1	0	1	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物（1 5 分滞留水法）		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.2	0.3	0.2	0.1
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1, 2-ジ`クロロエチン及びトランス-1, 2-ジ`クロロエチン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブromクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブromジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	30	ブromホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	6	6	6	6
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	2.6	2.5	2.6	2.6
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	22	21	20	20
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	120	110	120	120
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	0.4	<0.3
基準	47	p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.7	7.7	7.7	7.8
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名

九重町統合簡易水道（東飯田系）

水質区分

浄水

採水地点

ジノク系 恵良駅 給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
追加		残留塩素				0.3	0.3	0.3	0.2
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2

施設名九重町統合簡易水道（東飯田系）

水質区分浄水

採水地点嫁田系 田尻 給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	1	0	2	1
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下				
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下				
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下				
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.2	0.3	0.3	0.1
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下				
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下				
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下				
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン		1回/3月*	0.04 以下				
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下				
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下				
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下				
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下				
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブromokkろロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブromोजkろロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブromホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下				
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下				
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下				
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下				
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	2.5	2.4	2.5	2.5
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下				
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下				
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下				
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下				
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下				
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下				
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下				
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	0.4	<0.3
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.6	7.6	7.7	7.7
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名九重町統合簡易水道（東飯田系）

水質区分浄水

採水地点嫁田系 田尻 給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
追加		残留塩素				0.3	0.3	0.3	0.2
追加		残留塩素							0.25

施設名九重町統合簡易水道（東飯田系）

水質区分原水

採水地点第一水源 嫁田（日出生台）湧水

項目内容		省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値				
基準	N o				項目名	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	2	0	0	1
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出される	検出される	検出される	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.1	0.1	0.1	0.1
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	5.9	5.8	5.9	5.8
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	2.4	2.4	2.3	2.4
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	21	20	21	22
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	110	110	130	110
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.7	7.7	7.7	7.7
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名九重町統合簡易水道（東飯田系）

水質区分原水

採水地点第一水源 嫁田（日出生台）湧水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名九重町統合簡易水道（野上系）

水質区分浄水

採水地点河内 河内系 麻生原公民館 給水栓水

項目内容		省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値				
基準	N o				項目名	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	1	0	2	43
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下				
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下				
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下				
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.7	0.8	0.7	0.6
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下				
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下				
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下				
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン		1回/3月*	0.04 以下				
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下				
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下				
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下				
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下				
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブromokkろロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブromोजkろロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブromホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下				
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下				
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下				
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下				
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	4.2	4.5	4.7	4.5
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下				
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下				
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下				
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下				
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下				
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下				
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下				
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	0.8	<0.3
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.7	7.7	7.8	7.8
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	5.4	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	0.1	0.8	<0.1

施設名九重町統合簡易水道（野上系）

水質区分浄水

採水地点河内河内系麻生原公民館給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
追加		残留塩素				0.5	0.4	0.5	0.5

施設名九重町統合簡易水道（野上系）

水質区分浄水

採水地点河内 町田系 南山田公民館 給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	1	0	2	1
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下				
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下				
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下				
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.7	0.8	0.7	0.6
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下				
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下				
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下				
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン		1回/3月*	0.04 以下				
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下				
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下				
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下				
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下				
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブromクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブromジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブromホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下				
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下				
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下				
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下				
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	4.2	4.4	4.7	4.5
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下				
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下				
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下				
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下				
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下				
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下				
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下				
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	0.3	0.6	<0.3
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.8	7.8	7.8	7.7
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	4.3	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	0.7	0.2

施設名九重町統合簡易水道（野上系）

水質区分浄水

採水地点河内 町田系 南山田公民館 給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
追加		残留塩素				0.5	0.4	0.5	0.5

施設名九重町統合簡易水道（野上系）

水質区分浄水

採水地点河内 富迫系 給水栓水

項目内容		省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値				
基準	N o				項目名	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	3	0	1	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物（1 5 分滞留水法）		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.7	0.8	0.7	0.6
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1, 2-ジクロロエチン及びトランス-1, 2-ジクロロエチン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	<0.06	0.08	<0.06	0.08
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	0.05	0.07	0.07	0.04
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	7	7	6.7	6.9
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	4.5	4.6	4.7	4.5
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	35	37	29	35
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	120	130	130	130
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	0.3	0.8	<0.3
基準	47	p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.8	7.8	7.8	7.8
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	6.6	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	1	<0.1

施設名九重町統合簡易水道（野上系）

水質区分浄水

採水地点河内 富迫系 給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
追加		残留塩素				0.5	0.4	0.5	0.5
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2

施設名九重町統合簡易水道（野上系）

水質区分浄水

採水地点河内 越道系 野上公民館 給水栓水

項目内容		省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値				
基準	N o				項目名	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	1	1	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下				<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下				<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				<0.001
基準	6	鉛及びその化合物（1.5分滞留水法）		1回/3月*	0.01 以下				<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下				<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下				<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.7	0.8	0.7	0.6
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下				<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下				<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下				<0.005
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン		1回/3月*	0.04 以下				<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下				<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下				<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下				<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下				<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				0.09
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				<0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				<0.001
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				<0.001
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				<0.001
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				<0.001
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下				0.05
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下				<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下				6.9
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下				<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	4.2	4.5	4.7	4.5
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下				35
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下				120
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下				<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下				<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下				<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下				<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下				<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	0.4	0.5	<0.3
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.7	7.7	7.7	7.8
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名九重町統合簡易水道（野上系）

水質区分浄水

採水地点河内越道系野上公民館給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
追加		残留塩素				0.5	0.4	0.4	0.5
追加		放射性セシウム134							<=1
追加		放射性セシウム137							<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計							<=2
追加		残留塩素				0.2			

施設名九重町統合簡易水道（野上系）

水質区分原水

採水地点河内 猪牟田水源（予備）湧水

項目内容		省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値				
基準	N o				項目名	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	2	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.6	0.6	0.6	0.6
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブromokkろロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブromोजkろロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブromホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	6.4	6.6	6.3	6.7
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	3	3.8	2.9	4
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	24	32	22	36
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	110	120	110	110
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.6	7.7	7.6	7.6
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名九重町統合簡易水道（野上系）

水質区分原水

採水地点河内猪牟田水源（予備）湧水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名 九重町統合簡易水道（野上系）

水質区分 浄水

採水地点 余谷 尾本系 尾本公民館 給水栓水

項目内容		省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値				
基準	N o				項目名	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	1	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下				
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下				
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下				
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.4	0.4	0.6	0.5
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下				
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下				
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下				
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン		1回/3月*	0.04 以下				
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下				
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下				
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下				
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下				
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブromokkろロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブromोजkろロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブromホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下				
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下				
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下				
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下				
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	2.7	3.3	4.8	4.6
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下				
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下				
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下				
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下				
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下				
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下				
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下				
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	0.3	0.4	<0.3
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.7	7.8	7.6	7.2
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	2.1	10	<0.5	0.6
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	0.9	11	0.2	0.4

施設名九重町統合簡易水道（野上系）

水質区分浄水

採水地点余谷 尾本系 尾本公民館 給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
追加		残留塩素				0.4	0.4	0.3	0.2
追加		残留塩素					0.15		

施設名九重町統合簡易水道（野上系）

水質区分浄水

採水地点余谷 重原系 九重インター バス停 給水栓水

項目内容		省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値				
基準	N o				項目名	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	2	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物（1 5 分滞留水法）		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.4	0.4	0.5	0.5
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	<0.06	<0.06	<0.06	0.08
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	0.001	0.002	0.001	<0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.001	0.002	0.001	<0.001
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.004	0.005	0.003	<0.001
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	0.002	0.002	0.001	<0.001
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	0.06	0.03	0.03	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	4.9	4.9	7.7	7.7
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	2.8	2.9	4.7	4.7
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	15	14	23	23
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	80	89	140	140
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	0.6	<0.3
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.7	7.7	7.7	7.2
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	1	3.4	1.1	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	0.5	0.8	0.7	0.2

施設名

九重町統合簡易水道（野上系）

水質区分

浄水

採水地点

余谷 重原系 九重インター バス停 給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
追加		残留塩素				0.4	0.6	0.8	0.2
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2
追加		残留塩素					0.15		

施設名九重町統合簡易水道（野上系）

水質区分原水

採水地点尾本水源 深井戸水

項目内容		省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o				令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下		1	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない		検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下		<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下		<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下		<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下		<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下		<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下		<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下		<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下		<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下		0.5	0.5
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下		<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下		<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下		<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下		<0.005	<0.005
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン		1回/3月*	0.04 以下		<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下		<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下		<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下		<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下		<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下			
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下			
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下			
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下			
基準	25	ジブromokkろロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下			
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下			
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下			
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下			
基準	29	ブromोजkろロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下			
基準	30	ブromホルム	不可	1回/3月	0.09 以下			
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下			
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下		<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下		<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下		<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下		<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下		7.3	7.6
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下		<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下		4.4	4.8
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下		22	24
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下		140	140
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下		<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下		<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下		<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下		<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下		<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下		<0.3	<0.3
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下		7.2	7.1
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない			
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない		異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下		<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下		0.1	0.1

施設名九重町統合簡易水道（野上系）

水質区分原水

採水地点尾本水源 深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）						0	0
追加		クリプトスポリジウム						0	0
追加		ジアルジア						0	0
追加		アンモニア態窒素						<0.1	<0.1

施設名九重町統合簡易水道（飯田系）

水質区分浄水

採水地点北方系　つり橋　貯水槽前　給水栓水

項目内容		省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値				
基準	N o				項目名	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	1	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下				
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下				
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下				
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.5	0.5	0.5	0.5
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下				
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下				
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下				
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン		1回/3月*	0.04 以下				
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下				
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下				
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下				
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下				
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブromokkろロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブromोजkろロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブromホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下				
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下				
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下				
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下				
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	3.2	3.3	3.5	3.3
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下				
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下				
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下				
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下				
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下				
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下				
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下				
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	0.4	<0.3
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.8	7.8	7.7	7.6
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名九重町統合簡易水道（飯田系）

水質区分浄水

採水地点北方系 つり橋 貯水槽前 給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
追加		残留塩素				0.3	0.3	0.3	0.3

施設名九重町統合簡易水道（飯田系）

水質区分浄水

採水地点飯田系 飯田地域ふれあい交流センター 給水栓水

項目内容		省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値				
基準	N o				項目名	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	2	3	5
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物（1 5 分滞留水法）		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.5	0.5	0.5	0.5
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	<0.06	0.08	0.06	<0.06
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	6.1	6.1	6.1	6.2
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	3.4	3.4	3.5	3.4
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	43	40	42	44
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	120	120	120	110
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	0.4	<0.3
基準	47	p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.6	7.7	7.7	7.7
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名

九重町統合簡易水道（飯田系）

水質区分

浄水

採水地点

飯田系 飯田地域ふれあい交流センター 給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
追加		残留塩素				0.3	0.3	0.3	0.4
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2

施設名九重町統合簡易水道（飯田系）

水質区分原水

採水地点北方水源湧水

項目内容		省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値				
基準	N o				項目名	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	3	0	4	1
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出される	検出される	検出される	検出される
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.5	0.5	0.5	0.5
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	5.9	5.8	5.9	5.9
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	3.2	3.2	3.1	3.2
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	43	40	43	43
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	120	110	120	110
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.7	7.6	7.5	7.4
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名九重町統合簡易水道（飯田系）

水質区分原水

採水地点北方水源湧水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1